

第 17 回

熊本県議会

環境対策特別委員会会議記録

平成22年6月15日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 17 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成22年6月15日(火曜日)

午前10時 1分開議
 午前11時19分休憩
 午前11時25分開議
 午後 0時38分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (3) 地球温暖化対策に関する件について
- (4) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（16人）

委員長 吉 永 和 世
 副委員長 池 田 和 貴
 委員 西 岡 勝 成
 委員 倉 重 剛
 委員 鬼 海 洋 一
 委員 渡 辺 利 男
 委員 岩 中 伸 司
 委員 中 原 隆 博
 委員 城 下 広 作
 委員 井 手 順 雄
 委員 重 村 栄
 委員 田 代 国 広
 委員 吉 田 忠 道
 委員 湊 上 陽 一
 委員 浦 田 祐三子
 委員 上 田 泰 弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部
 部長 駒 崎 照 雄
 次長 谷 崎 淳 一
 次長 内 田 安 弘
 次長 山 本 理
 首席環境生活審議員兼
 環境政策課長 野 田 正 広
 環境政策監兼環境政策課
 環境立県推進室長 家 入 淳
 環境保全課長 松 島 章
 水環境課長 田 代 裕 信
 自然保護課長 岡 部 清 志
 廃棄物対策課長 加 久 伸 治
 廃棄物公共関与政策監兼
 廃棄物対策課
 公共関与推進室長 中 島 克 彦
 企画振興部
 政策審議員兼
 交通対策総室課長補佐 横 井 淳 一
 商工観光労働部
 新産業振興局長 真 崎 伸 一
 産業支援課長 高 口 義 幸
 新エネルギー産業振興室長 森 永 政 英
 農林水産部
 次長 麻 生 秀 則
 次長 神 戸 和 生
 農林水産政策課
 農林水産政策監 国 枝 玄
 農業技術課長 佐 藤 巖
 園芸課長 城 啓 人
 首席農林水産審議員兼
 畜産課長 高 野 敏 則
 農村整備課長 田 上 哲 哉
 森林整備課長 河 合 正 宏
 林業振興課長 藤 崎 岩 男

森林保全課長 久保 尋 歳
 水産振興課長 鎌賀 泰 文
 漁港漁場整備課長 尾山 佳 人
 水産研究センター所長 田辺 純
 土木部
 総括審議員兼次長 天野 雄 介
 土木技術管理室長 野田 善 治
 土木審議員兼
 道路整備課課長補佐 上野 晋 也
 河川課長 林 俊一郎
 港湾課長 湯山 修 市
 土木審議員兼
 都市計画課課長補佐 平山 高 志
 土木審議員兼
 都市計画課景観公園室長 亀田 俊 二
 下水環境課長 西田 浩
 建築課長 坂口 秀 二
 建築審議員兼
 建築課建築物安全推進室長 平井 章
 教育委員会事務局
 義務教育課長 谷口 慶志郎
 企業局
 次長兼総務経営課長 黒田 祐 市
 企業審議員兼
 荒瀬ダム撤去準備室長 下村 弘 之
 工務課長 福原 俊 明
 警察本部
 交通部参事官 田上 隆 章
 事務局長職員出席者
 政務調査課課長補佐 森田 学
 議事課課長補佐 鹿田 俊 夫

午前10時1分開議

○吉永和世委員長 それでは、ただいまから第17回環境対策特別委員会を開催します。

なお、本委員会に5名の傍聴の申し込みがあつておりますので、これを認めることといたします。

それでは、実質第1回目でございますの

で、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、皆様方には御存じのとおり、本委員会には、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、有明海、八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件、地球温暖化対策に関する件の3件の調査事件が付託されております。どの件も重要な課題であり、いろいろと御苦労もあるかと存じますが、引き続き取り組んでいかなければならないと考えておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

いずれにしましても、今後1年間、委員の先生方を初め執行部の皆さんの御協力をいただき、池田副委員長とともに本委員会の円滑な運営に努め付託調査事件に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

それでは、池田副委員長より一言ごあいさつをお願いいたします。

○池田和貴副委員長 どうも、副委員長の池田でございます。

本委員会に付託されました3件の重要案件については、今吉永委員長が申されたとおりでございます。今後1年間、吉永委員長を精いっぱい補佐してやっていく所存でございますので、皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

○吉永和世委員長 それでは、執行部関係課職員の自己紹介を受けたいと思います。自己紹介名簿の順に自席からお願いいたします。

（駒崎環境生活部長～中島公共関与推進室長の順に自己紹介）

（横井交通対策総室政策審議員の自己紹介）

（真崎新産業振興局長～森永新エネルギー産業振興室長の順に自己紹介）

（麻生農林水産部次長～田辺水産研究センター所長の順に自己紹介）

（天野土木部総括審議員～平井建築物安全推進室長の順に自己紹介）

（谷口義務教育課長の自己紹介）

（黒田企業局次長～福原工務課長の順に自己紹介）

（田上警察本部交通部参事官の自己紹介）

○吉永和世委員長 なお、自己紹介以外の職員の方については、お手元に配付しております委員会資料の関係部課幹部職員名簿のとおりでございます。

次に、執行部を代表して、駒崎環境生活部長からごあいさつをお願いいたします。

○駒崎環境生活部長 環境生活部長の駒崎です。

委員会の開会に当たりまして、執行部を代表してごあいさつを申し上げます。マイクに近いように座ってごあいさつさせていただきます。

環境対策特別委員会におかれましては、産業廃棄物処理施設の公共関与の推進、有明海、八代海の再生、地球温暖化対策の3項目につきまして熱心な御審議と御指導をいただき、深く感謝を申し上げます。

まず、産業廃棄物処理施設の公共関与の推進につきましては、昨年度、環境アセスメント現地調査に着手をいたしました。この調査は1年程度を要する見込みでございます。

今年度は、この調査と並行して、準備書・評価書の作成を行うとともに、住民の御不安に対して具体的な施設構造などを示し、理解を深めていくため、実施設計に着手する予定でございます。施設整備を進める上では、地元の御理解が第一であり、引き続き、地元を初め関係者の理解と協力を得ながら、しっか

りと取り組んでまいります。

次に、有明海、八代海の再生につきましては、県計画及び県議会からの提言に沿って、生活排水対策、漁場環境の改善や種苗放流等による水産資源の回復などに着実に取り組み、汚水処理人口普及率の向上など一定の成果を上げております。

しかしながら、干潟の泥質化や漁獲量の低迷など、中長期的な課題も残っており、引き続き、庁内はもとより、国、関係機関、団体等と連携を図ながら、取り組みを進めてまいります。

また、地球温暖化対策につきましては、本県の平成19年度のデータでは、温室効果ガス排出量が、基準年である平成2年比で14.7%増加しているという厳しい状況にあります。

昨年度は、県議会からの提言を踏まえ、熊本県地球温暖化の防止に関する条例を制定し、本年4月1日から施行しております。

この条例の円滑な運用を図り、関連施策の着実な推進とともに、産業、運輸、家庭等各部門における温室効果ガスの排出削減の取り組みの促進に努めてまいります。

本日は、今年度初めての審議でございますので、これまでの経緯や主な事業の概要とあわせまして、本年度における取り組み及び今後の予定等につきまして御説明することとしております。

詳細につきましては、この後、関係課長が説明いたしますので、よろしくお祈りを申し上げます。

○吉永和世委員長 では、お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審査させていただきますので、よろしくお祈りをいたします。

議題1、産業廃棄物処理施設の公共関与に関する件、2、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件及び地球温暖化対策に関する

件について、一括して執行部から説明を受け、その後、質疑は議題ごとに行いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明につきましては簡潔をお願いいたします。

では、執行部から説明をお願いいたします。

それでは、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について、公共関与による管理型最終処分場の整備について御説明をお願いいたします。

加久廃棄物対策課長。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。座らせて説明させていただきます。

資料8ページをお願いいたします。

まず、1の目的ですが、平成15年3月策定の公共関与基本計画に基づき、県として産業廃棄物の安定的な処理体制を確保するため、県民の生活環境の保全や経済活動の維持促進を図るインフラとして、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場を整備することに取り組んでおります。

2のこれまでの取り組み状況でございますが、平成17年度に南関町の候補地を第1番目に建設に取り組む箇所として決定した以降、さまざまな取り組みを行ってまいりましたが、平成20年度は処分場建設に係る基本設計を策定いたしますとともに、環境影響評価の一連の手続の第1段階となる方法書手続を終了しております。

計画概要を記載しております。

基本設計段階では、埋め立て容量を約45万立方メートルとしておりますが、今年度着手する実施設計の中で、最終処分の動向も視野に、最終的な規模、構造を決定してまいりたいと考えております。

また、住民説明会等を経て、昨年度11月から、環境影響評価方法書に基づき、約1年間

となる現地調査に着手しており、下段の表に掲げておりますような、地下水、大気質、動植物等の各種の調査を現在も実施しております。

次のページをお願いいたします。

3の最近の取り組み状況ですが、事業推進には、何よりも地元の理解が第一であることから、これまでも関係町や議会、関係地区の住民等、説明会を重ねてきており、本年度も、5月から6月に和水・南関両町の議会、南関町の関係地区住民説明会を開催し、事業の進捗状況等を説明しているところです。

また、環境アセス手続については、現在現地調査を実施している旨を説明したところですが、現地調査の結果を踏まえながら、具体的な環境保全措置の内容を早い段階から住民に提示し、安全性の理解を促進するために、環境影響について調査、予測及び評価した結果をまとめるアセス準備書及び評価書策定の手続にも着手したところです。

4の今後の取り組みのうち1の地元の理解促進ですが、現時点では、地元からは施設の必要性は理解されているものの、処分場に対する不安から、依然として厳しい意見をちょうだいし、建設合意に至っていない状況です。

今後、周辺環境への不安に対しては、現在行っている現地調査により現況を的確に把握して、並行して実施する準備書、評価書策定など、アセスの一連の手続を通じて丁寧に地元説明を行い、理解を求めていきます。

また、施設への不安に対しては、最新技術の導入も視野に、安全、安心な施設となるよう技術検討を重ね、実施設計の中で、具体的な施設整備計画や安全対策に反映させて地元の不安解消に努め、関係者との環境保全協定の締結を目指して取り組んでまいります。

次に、地域振興策につきましては、公共関与基本計画では、地域振興に努めると明記されているところですが、住民説明会等では、

合意形成ができてない段階では時期尚早との意見が強いものの、一部には地域振興策ともとれる意見があり、今後、地元町や地域住民の意見を踏まえまして、具体的な振興策を検討してまいりたいと考えております。

次のページをお願いいたします。

参考1として、事業工程を記載しております。今年度が山場となると考えておりますが、環境影響評価、現地調査と並行して、準備書・評価書の作成、実施設計に着手することとしております。また、これらの結果等を地元にお示ししながら、環境保全協定を締結につなげていければと考えております。

次のページをお願いいたします。

次の参考2は、建設予定地の航空写真を添付しております。

写真は、南側上空から北方向を撮影しております。予定地は、南関町の下坂下という場所であり、高速の菊水インター近くの山砂の採掘跡地でございます。左下の方に緑色が見えておりますのが、中九州カントリークラブでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○吉永和世委員長 次に、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について、①有明海・八代海の再生について説明をお願いいたします。

野田環境政策課長。

○野田環境政策課長 環境政策課でございます。申しわけございません、座って説明をさせていただきます。

資料の14ページをお願いいたします。

まず、有明海・八代海の再生につきまして御説明をいたします。

これまでの経緯でございます。

背景でございますが、有明海・八代海は閉

鎖性が高い海域で、陸域からの影響を受けやすく、漁場環境の悪化が強く懸念されております。

有明海につきましては、平成12年冬の赤潮の異常発生以来、近年も漁業生産の低迷が続いている状況でございます。

また、八代海におきましても、平成12年7月に発生した赤潮により被害が生じるなど、依然として海域環境の悪化が危惧されているところでございます。

このような状況を踏まえまして、(2)の再生への取り組みでございます。

まず、①としまして、平成13年にノリ被害等に対する緊急対策を実施しております。

また、②では、関係課から成る政策調整会議を設置し、平成13年12月に両海域の再生に向けた総合計画を策定しているところです。

また、③では、県議会の御支援をいただきながら、関係5県と連携して特別措置法の早期制定等について国に対し要望を行い、平成14年11月に議員立法により特別法が成立したところでございます。

なお、特別措置法につきましては、資料の22ページから23ページに概要をまとめておりますので、後ほどごらんいただければと思っております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

④でございます。

県では、特措法の成立を受けまして、平成15年3月に熊本県計画を策定し、以後、毎年一部変更を加えながら改定をしております。

なお、本年5月に一部改定しました平成22年度の県計画の青色の冊子をお手元に配付しております。この冊子でございます。これが最新の計画でございます。また後ほどごらんいただければと思っております。

続きまして、⑤でございます。

県議会におかれましては、平成15年6月、有明海・八代海再生特別委員会を設置され、

両海域の再生に向けた活発な議論をしていた
だき、平成16年2月に、生活排水対策の推進
など6つの重点項目、さらに、短期、中長期
の時間軸を入れて取り組むべき施策につつま
して、県に対する提言がなされたところでご
ざいます。

次の⑥でございます。

この提言で示された方向性に沿いまして、
生活排水処理施設の整備や作滞、覆砂等によ
る漁場整備、資源管理の強化など、短期的な
施策を中心に取り組みが進んだことにより、
一定の成果があらわれてきているところで
ございます。

しかしながら、泥質化した干潟の再生の検
討など、中長期的な施策は今後また推進して
いく必要があります、さらに赤潮の発生、漁獲量
の低迷など根本的な課題も残っており、引き
続き総合的かつ計画的に取り組む必要がござ
います。

ページをめくっていただいて、16ページを
お願いいたします。

国等の取り組みでございます。

①でございますが、国では、法律に基づき
まして促進協議会が組織され、毎年関係6省
庁と関係6県で協議が行われているところで
ございます。

②でございますが、国や関係県が行う総合
的な調査、評価を行うための有明海・八代海
総合調査評価委員会が設置され、平成18年12
月に、再生方策や解明すべき課題等を取りま
とめました委員会報告が作成、提出されてお
ります。

③のところ、その特措法の見直しについ
てでございますが、先ほどの総合調査評価委
員会は、特措法規則第3項に定める5年の見
直し期間後も、引き続き県や関係県が行う調
査に基づいて評価をできるようにするための
法改正でございます。まだ課題が残っており
ますので、今後進めていくためには法改正が
必要だというふうに認識をしているところで

ございます。一部改正法案が実は昨年7月国
会に提出されましたが、衆議院解散に伴い廃
案となっております。引き続き、九州知事会
等の御協力もいただきながら、法改正を求め
ていきたいというふうに考えております。

次に、(2)の関係6県の取り組みでござい
ます。

関係6県では、連絡協議会を設置しており
まして、両海域の再生に向けて連携して取り
組んでいるところでございます。

これまでの経緯につきましては、以上でご
ざいます。

○田代水環境課長 水環境課でございます。
座って説明させていただきます。

17ページ、有明海及び八代海の状況につい
てでございますが、公共用水域に係ります水
質監視につきましては、法に基づき、水質測
定計画を県が国交省など関係機関と協議して
策定し、常時監視を行い、測定結果について
も、県が翌年度前半までに取りまとめ、9月
ごろになると思っておりますが、公表しており
ます。

その状況でございますが、まず、前置きを
①に整理しておりますけれども、有明海・八
代海を幾つかの水域に分け、環境基準点を延
べ計53点設けまして、原則年間12回の測定を
実施しております。

②その測定結果、20年度の結果でござい
ますけれども、まず、人の健康の保護に関する
項目、カドミウム等21項目でございますけれ
ども、これは基準超過地点はございませんで
した。

次に、CODの値、これは汚濁の指標とな
る数値でございますけれども、次のページを
見ていただきたいのでございますけれども、
次の18ページの上の表です。表1でござい
ますけれども、有明海では、平成15年度2.1と
いう数字から、下の方へ平成20年度は1.9と
なっております。それから、八代海の方は、

有明海よりもやや低い数値で推移しております。平成20年度は1.6ということで、いずれの海域もほぼ横ばい、若干改善というふうになっております。

なお、ノリの色落ちあるいは赤潮発生が問題になりました平成10年度の数値は、書いてございませんけれども、有明海が2.6、それから八代海が2.3という数値でございました。

表2、その下でございませけれども、環境基準達成率の状況です。

水域ごとに当てはめられました各累計の基準値を達成したかどうかということでございますけれども、表の左側が有明海でございませ。COD汚濁負荷の達成率は、平成20年度は調査水域数7のうち6水域で達成したということで、達成率85.7%となっております。それから、富栄養化の指標であります全窒素・全磷の達成率は、3水域のうち2水域で達成し、達成率は66.7%でございました。

表の右側が八代海でございませけれども、CODの達成率は11水域中10達成で90.9%、窒素・磷は3水域のうち2水域で達成し、66.7%となっております。

③汚濁物質の流入削減対策についてでございますけれども、環境基準の達成に向け、引き続き関係各県を含め各機関と連携して取り組みます。特に、平成17年3月には、条例あるいは規則の改正を行いまして、平成20年4月から施行し、汚濁物質の流入削減対策を強化しているところでございます。

また、21年度から、環境基準の未達成水域を対象にした水質環境重点調査を始めているところでございます。

水質の状況は以上でございませ。

○鎌賀水産振興課長 水産振興課です。座って説明させていただきます。

資料は20ページでございませ。

有明海・八代海の漁業生産の状況につい

て、まず、①漁業の状況でございませ。

魚類の漁獲量は、左下の図1に示してありますとおり、有明海では引き続き減少傾向が続いており、八代海でも長期的には減少傾向が続いてあります。

次に、アサリの状況は、図2に示すとおりでございませが、有明海では、平成20年は前年よりわずかに減少しておりますが、21年は推計で223トンと大幅に減少したと見られてあります。八代海では、平成15年以降増加傾向で、20年は1,990トンでございましたが、21年は減少に転じたと見てあります。

次のページをお願いします。

②の養殖漁業の状況です。

まず、ノリ養殖業は、左下の図3に示してありますとおり、有明海では、平成21年の生産量は平年の86%で、前年に引き続く不作でございました。八代海では、さらに著しい不作となっております。

魚類養殖は、図4のとおり、ブリは、平成20年、21年の赤潮被害のため、生産量が大きく減少しております。マダイは、この2年は前年より増加をしております。

以上でございませ。

○吉永和世委員長 次に、有明海・八代海再生に係る提言への対応について説明をお願いいたします。

野田環境政策課長。

○野田環境政策課長 環境政策課でございませ。

それでは、引き続きまして、25ページをお願いいたします。次の26ページにかけまして施策等の一覧表でございませ。

先ほど申しました平成16年2月に、定例県議会におきまして、県に対し重点項目や短期・中長期に取り組むべき施策等が示されたものを一覧表にしたものでございませ。この提言を受けまして、関係各課におきまして、

それぞれの施策に取り組んできたところがございますが、本日は、平成22年度の新たな取り組みや、これまで当委員会において議論があり、継続的な報告が必要と考えられる施策などを中心に御説明をいたします。

それでは、主な施策の取り組みにつきまして、資料に沿いまして各担当課から順次させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○西田下水環境課長 下水環境課でございます。

資料の27ページをお願いいたします。

まず、施策、生活排水処理施設の整備促進についてでございます。1の①提言の実現に向けた取り組み概要をごらんください。

生活排水処理施設整備のマスタープランとなります熊本県生活排水処理施設整備構想におきまして、平成22年度末の汚水処理人口普及率の目標値を82%とし、下水道、農業集落排水施設、浄化槽などの連携を図りながら整備を進めてきております。

2の21年度の取り組み実績をごらんください。

20年度末の汚水処理人口普及率は76.5%となっており、全国平均との差は若干ありますが、その差は近年着実に縮小してきており、本県における取り組みの成果は着実にあらわれてきているものと考えております。

下水道につきましては、県が管理する3カ所の流域下水道のほか、31市町村が公共下水道の整備を進めました。また、農業集落排水事業については、3市1町計6地区で整備を行い、うち2地区が完了いたしました。漁業集落排水事業については、2市3地区のうち2地区が一部供用開始の運びとなっております。浄化槽につきましては、市町村設置型、個人設置型合わせ42市町村が整備を行いました。

3の22年度の取り組み予定の下から2行目

をごらんください。

現在の生活排水処理施設整備構想は、平成15年度に策定し、今年度を最終年度としているため、近年の人口減少、高齢化の進展など、社会情勢の変化を考慮に入れるとともに、施設の建設だけではなく、維持管理や資源エネルギーの有効利用のあり方などの視点も含めた見直しを行いたいと考えております。

次に、1ページ飛びまして、29ページをお願いいたします。

市町村に対する浄化槽市町村整備推進事業への取り組みの働きかけについてでございます。

1の①取り組み概要をごらんください。

浄化槽の整備を計画的に進めることができると適正な維持管理が担保されることから、県では、浄化槽の設置及び維持管理を個人にかわって市町村が行う市町村設置型の導入を市町村に対し要請してきているところであり、昨年度は10市町村が実施いたしました。なお、県の支援策といたしまして、実施市町村に対し事業費の補助も行っております。

②の課題ですが、基本的に市町村設置型浄化槽の補助率は3分の1になっており、下水道や集落排水に比べて低い率になっていることが事業の促進に影響を与えている一因と考えております。

そのため、2の21年度の取り組み実績の2行目をごらんください。

県としては、補助率の引き上げを国に対し要望してきておりまして、今年度から、省エネタイプ浄化槽を設置する場合に限り補助率が引き上げられることになりました。ただ、その採択に当たっては規模要件もあり、どの市町村でもオーケーというわけにはいきませんので、今年度の取り組みといたしましては、補助率の引き上げ対象が全体に拡大する

よう、国に対し要望を行ってまいりたいと考えております。

下水環境課は以上でございます。

○田代水環境課長 水環境課でございます。

1 ページ飛びまして、31ページをお願いいたします。

生活排水対策、普及啓発活動の展開についてでございます。

①取り組み概要にありますように、平成14年度から、くまもと・みんなの川と海づくり県民運動を実施しております。

2番、平成21年度の取り組みは、8月29日に、甲佐町の河川公園をメイン会場といたしまして川や海辺の一斉清掃を行い、県下合計で年間4万9,000人の参加をいただきました。また、県民大会は、11月7日、菊池市で開催、そのほか、川の環境調査や水環境アドバイザー派遣事業等を行っております。

3、本年度も引き続き、市町村やNPO、県民、事業者等とともに幅広く推進していきます。

なお、今年度、一斉清掃のメイン会場は、8月29日日曜日に荒尾市の方で考えております。それから、県民大会は、11月上旬に芦北町の方で今計画をしているところでございます。

続きまして、次のページ、上乗せ規制適用区域の設定についてでございます。

これは、規制区域を一部の区域から有明海・八代海に流入する流域、ほぼ県全域になりますけれども、そこに拡大するとともに、法に上乗せする水質基準を強化するもので、平成17年に条例等を改正し、20年4月から施行しております。

施行までの3年間で24カ所の説明会を実施いたしまして、2の取り組み実績欄に書いておりますけれども、平成21年度は426の事業場に立入調査を行う中で、この項目の規制強化につきましては6件の違反がありまして、

従来からの規制違反分等を合わせますと、17件の違反に対して指導を行っております。

今年度は、規制対象は1,000近くございますけれども、ローテーションあるいは事業場の規模、それから過去の経歴等を勘案しまして、424事業場に立ち入り水質確認等を予定しております。

次のページ、条例による規制対象項目の追加でございますけれども、これは県の生活環境条例で、本県独自に規制しております業種につきましても、法律と同様に窒素、隣の基準を設定し、これも平成20年4月から施行しております。立入検査の結果では、昨年度はこの規制に係る違反はございませんでした。なお、一昨年度、20年度は14件の違反がございました。今後も、調査、指導を行ってまいります。

それから、次のページでございます。

窒素、隣の上乗せ規制の検討でございます。

これは、関係県の間で検討していくものでございますが、2の取り組み実績に書いておりますけれども、6県の連絡協議会、それから2ポツ目、その下の環境部会で、それぞれのデータ情報の共有化とともに、この規制強化の件につきまして議論をしておりますけれども、水産活動への配慮の観点から消極意見も出ている状況でございます。

また、先ほどの報告でも触れましたけれども、3ポツ目でございます。

水深ごとの水質や海底底質等について重点調査を始めております。昨年度は、八代海中～北部水域、本年度、22年度は有明海の白川・緑川沖で実施します。なお、今後荒尾沖等でも実施予定としております。

水環境課は以上でございます。

○佐藤農業技術課長 農業技術課でございます。

資料の36ページをお願いします。

農業・畜産対策のうちの農薬・化学肥料の使用総量の削減についてでございます。

1の①の枠内にお示ししておりますとおり、環境と安全に配慮した農業への取り組み全体の総称をくまもとグリーン農業としまして、農薬・化学肥料の使用量の削減に取り組んでおります。

特に、持続農業法に基づいて、減農薬・減化学肥料栽培に取り組んでおりますエコファーマーを初め、熊本型特別栽培農産物である「有作くん」、さらには、農地・水・環境保全向上対策事業の営農活動支援の部分について推進を図っているところです。

この結果、2の21年度の実績は、エコファーマーの認定数が全国で3番目の9,939件となって、本年度目標にしております1万件に一步近づいております。農地・水・環境保全向上対策では、支援対象が前年度より17地区1,110ヘクタール増加しております。農薬と化学肥料の使用総量も着実に減少してきております。

農業技術課は以上でございます。

○鎌賀水産振興課長 水産振興課です。

39ページをお願いいたします。

提言項目は、漁場改善計画の策定推進とその着実な実施でございます。

①のところで取り組み概要でございますが、魚類養殖では、環境負荷を少なくするため、漁場改善計画が着実に実施されるよう、調査、指導を行うものです。また、ノリ養殖についても、漁場行使の改善等を盛り込んだ漁場改善計画の実施について指導、助言等を行うものでございます。

2のところの平成21年度の取り組み実績でございますが、魚類養殖については、底質調査の実施、会議等を通じて指導を行っております。ノリ養殖につきましては、会議や講習会等を通じて指導、助言を行うとともに、漁場環境調査等の結果に基づきまして情報提供

を行っております。

3の22年度の取り組み予定でございますが、漁場改善計画の目的達成のために、引き続き指導を行ってまいります予定でございます。

以上です。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

42ページをお願いいたします。

提言項目が森林の整備、施策がボランティア活動への支援でございます。

1の①の提言の実現に向けた取り組み概要でございますが、県民の森林ボランティア活動への参加を推進することとしております。

②の課題でございますが、主なものとしたしましては、最初のポツでございますが、県民が森と触れ合い学ぶことで、森林への理解を深めることが不可欠であること、最後のポツでございますが、企業が社会貢献活動の一環として森林の整備に取り組む事例がふえてきており、その対応も重要となっております。

2の平成21年度の取り組み実績でございますが、県民の皆さんが森林への理解を深めるため、森林自然観察・体験教室の開催や、県民の皆様が気軽に森づくりを体験できる場といたしまして、県内3カ所にありますみどり世紀の森におきまして森林整備活動を行ったところでございます。さらに、企業による森づくりを促進するため、企業訪問を行うなどの取り組みを行っております。22年度におきましても、昨年度と同様の取り組みを行うこととしております。

森林整備課関係は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○尾山漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

資料の45ページをお願いします。

干潟等の漁場環境改善のための耕うん、作

漣、覆砂、藻場造成の取り組み状況について、中段の21年度の取り組み実績に記載しておりますけれども、覆砂につきましても、県営事業により、宇土市網田地区において砕石を用いた覆砂を実施しております。また、市町村営により、玉名地区と熊本地区において覆砂を実施しております。増殖場、藻場につきましても、県営事業により天草の3地区で実施しました。

次に、海底耕うんとしまして、有明海の水深20メートル程度の海底を耕うんし、クルマエビ等の生息環境の改善状況につきまして調査を実施しております。

次に、平成22年度の取り組み予定ですけれども、覆砂につきましても、県営事業により、熊本市、宇土市、八代市地先におきまして覆砂を、また、市町村営により、熊本地区において覆砂を実施します。

追加経済対策の繰り越し分につきましては、県営事業により、八代海北部地区において覆砂を、また、市町村営により、玉名地区において覆砂を実施します。増殖場、藻場につきましても、県営事業により天草の2地区で実施します。

次に、海底耕うんとしまして、有明海の海底を耕うんし、調査を実施することとしております。

以上でございます。

○野田環境政策課長 環境政策課でございます。

48ページをお願いいたします。

海砂利採取の縮小についてでございます。

海砂利採取への対応につきましては、平成20年1月に海砂利採取削減計画を定めまして、計画の2年目に当たります平成21年度は、前年比2.4%減となります20万立米を限度量とし、実績は、その範囲内でありまして19万186立米を認可したところでございます。また、今年度の削減計画としましては、昨年

度の2.5%減となります19万5,000立米としていたるところでございます。

今年度の取り組み予定でございますが、昨年12月に砂利採取削減計画の実施初年度であります平成20年度の違法採取が摘発されたことも踏まえまして、再発防止策の強化を図りますとともに、本計画の遵守を海砂利採取業界に改めて徹底してまいることとしております。

以上でございます。

○高口産業支援課長 産業支援課でございます。

49ページをお願いいたします。

法令の遵守・指導についてでございますが、先ほど環境政策課長も申しましたように、昨年12月に海上保安部により海砂利採取の違法採取が摘発され、ことしの4月に平成20年度の知事認可量より32万3,351立米超過採取したとして、有限会社天祐海運及びその代表者ほか2名に対して罰金刑が確定いたしました。

このような状況を踏まえ、平成22年度の取り組みについてでございますが、3ポツの(1)の再発防止策につきましては、平成22年度から4点を追加して実施することとしております。

まず、採取時の写真及び税理士証明つきの砂利販売額を採取実績報告書に添付させることとしております。

次に、立入検査につきましては、提出させました税理士証明つきの砂利販売額と作業日報、納品書等を照合することとしております。

3点目につきましては、監視強化のため、漁業取締船との連携を強化し、取締船の航海日誌に採取状況、運搬状況等を記録し、毎月の採取実績報告書と照合することとしております。また、関係課で連携して、陸上からの監視を強化することとしております。

次に、(2)の行政処分等についてでございますが、現在検討中でございますが、砂利採取法の規定に基づき、砂利採取業者の登録の取り消し、または6カ月以内の事業の全部もしくは一部の停止処分を行うこととなります。

次に、一般海域管理条例に基づきまして、徴収を免れた土石採取料の金額の5倍以内の金額の過料処分を行うこととなります。また、徴収を免れました土石採取料の金額を民事上の不当利得として返還請求を行います。

次に、(3)の平成22年度の許認可についてでございますが、関係課で協議しながら適正に対処してまいることといたしております。

以上でございます。

○野田環境政策課長 続きまして、50ページをお願いいたします。

干潟等の実態の把握についてでございます。

県で設置しました有明海・八代海干潟等沿岸海域再生検討委員会からの報告を踏まえた取り組みを推進しております。昨年度は、国等が実施します各種調査についての情報収集を行いますとともに、国に対して新たな調査の実施要望を行ったところでございます。

また、干潟漁業体験実習セミナー、あるいは地域の環境保全活動団体や漁業者の方々が活動を継続して行う協働体制づくりの支援などの取り組みを行ったところでございます。

今年度の取り組みとしましても、情報収集に引き続き努めますとともに、出前講座や各地域の環境保全活動団体等によります協働体制づくりの支援などの取り組みを行ってまいることにしております。

以上でございます。

○鎌賀水産振興課長 水産振興課でございます。

55ページをお願いいたします。

施策は、栽培漁業の推進体制の見直しでございます。

1の①取り組み概要は、国が示す栽培漁業の基本方針に基づき、必要な魚種、放流量を検討し、県として新たな栽培漁業基本計画を策定するものでございます。

2の平成21年度の取り組みといたしましては、現在の基本計画に基づき、マダイ、ヒラメ等の共同放流を実施するとともに、基本計画について関係機関と協議を進めたところでございます。

3の平成22年度の取り組み予定でございますが、国の基本方針に基づきまして、平成22年度は、関係者の意見の取りまとめ、調整を行い、県として基本計画の策定を行う予定でございます。

続いて、次のページをお願いします。56ページです。

アサリなど漁獲サイズや漁期の制限等、資源管理の強化でございます。

アサリ資源回復計画を策定しておりますが、年7,000トンの安定漁獲を目指して資源管理の取り組みを支援していくものでございます。

21年度の取り組み実績としましては、近年回復傾向にありましたアサリの漁獲量が、競合種であるホトトギスガイの大量発生で大幅に減少したため、その調査を行うとともに、関係漁協が駆除を行ったところです。

また、菊池川下流域のハマグリにつきましては、資源の維持、回復を目的に、内水面漁場管理委員会指示が発動されたところです。

3の22年度の取り組みでございますが、引き続き漁場管理の強化に努め、資源管理に取り組むよう関係漁協等を指導してまいる予定でございます。

次のページ、57ページをお願いします。

栽培漁業における複数県による広域連携の推進です。

取り組みとしましては、マダイ、ヒラメに

つきましては鹿児島県と、クルマエビについては有明沿岸4県と共同放流、調査に取り組むものでございます。

平成21年度の取り組み実績は、八代海では、マダイ、ヒラメについて、引き続き放流と調査を行っております。

21年度から、国の事業による有明海での新たな取り組みとしまして、クルマエビ放流尾数の上乗せ、ガザミ、ヒラメの放流、ハマグリの中間育成を行っております。

22年度は、引き続き各県と連携した放流と調査に取り組む予定でございます。

続いて、58ページをお願いいたします。

施策としましては、資源回復計画策定などの検討でございます。これは、資源が著しく減少した魚種について、関係機関との協議を経て資源回復計画を策定するものでございます。

21年度の取り組みとしましては、既に計画を策定している4魚種については計画の実施に努めております。そのうちトラフグの計画につきましては、計画期間の延長等一部を変更しております。

22年度の取り組みでございますが、資源回復計画の対象魚種については、計画に基づいて資源管理型漁業の推進に引き続き取り組んでまいり予定でございます。

以上でございます。

○田辺水産研究センター所長 67ページをお願いいたします。

国等との共同研究等の推進でございますが、より効率的・効果的な調査研究を行うためには他機関との連携強化が必要であるという観点から、2番で掲げております21年度の取り組みを行っております。藻場の回復・拡大技術の高度化、以下米印で書いてあります13の事業について関係機関と連携し、または、共同で試験研究、調査を行っております。

今年度の取り組みとしまして、3で書いておりますけれども、引き続き共同研究などの関係機関との連携を行うとともに、特に一昨年、昨年八代海で多大な漁業被害を出しましたシャトネラ赤潮につきまして、独立行政法人であります水産総合研究センターや関係県——長崎、鹿児島でありますけれども、と連携しながら、実用的な有害プランクトンの駆除、漁業被害の防止の開発に取り組んでまいります。

次のページ、68ページをお願いいたします。

有明海・八代海再生のための研究の重点化でございますが、昨年度の実績といたしましては、学識経験者、漁業者等を委員とする研究評価会議や研究推進委員会を開催しまして、21年度に完了する研究調査事業等について御審議いただき、評価をいただいたところでございます。

その評価等をもとにし、3番で書いてありますけれども、本年度の取り組み予定として、有明海・八代海再生のために、新たに3事業に取り組んでまいります。

まず1点目は、前ページでちょっとお話しいたしました赤潮防除の技術開発試験でございます。

その他、アサリ、ハマグリ等の二枚貝資源安定化対策事業や八代海・有明海の環境変動を把握するために、漁場環境モニタリング事業に取り組む、調査研究の充実・重点化に努めてまいります。

以上です。

○鎌賀水産振興課長 水産振興課です。

先ほど1つ飛ばしてしまいましたので、申しわけございませんが、62ページをお願いいたします。

施策は、海域特性に対応した適切なノリ養殖管理の推進でございます。これは、生産者に対して、ノリ養殖に必要な情報の提供や必

要な養殖管理の指導を行うものでございます。

平成21年度は、高水温環境下での養殖スケジュールの見直しについて、会議等を通じて啓発を行っております。また、必要な情報の提供と指導を行ってきております。

平成22年度の取り組みでございますが、これまでの取り組みを継続し、養殖業者の利益向上につながるような養殖手法の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

次は、済みません、70ページでございます。

諫早湾干拓事業に係る中・長期開門調査の実施でございます。

この取り組みでございますが、県としましては、有明海の環境変化と原因究明のためには諫早湾干拓事業の開門調査が必要との立場でございます。まずは環境アセスメントの早急な実施を求めてきております。

平成21年度の取り組みとしましては、国が作成した環境影響評価の方法書に県知事意見を提出するなどいたしております。

平成22年度の取り組み予定のところでございますが、今後は国の動向を見守りながら、関係県と連携して対応していくこととしております。

以上でございます。

○吉永和世委員長 次に、有明海・八代海再生に向けた県計画に関する平成22年度事業について説明をお願いいたします。

野田環境政策課長。

○野田環境政策課長 それでは、続きまして、71ページをお願いいたします。

有明海・八代海再生に向けた熊本県計画に関する平成22年度事業につきましてでございます。

県計画に関し当初予算に計上しております事業を、71ページから84ページにかけて一覽

表で記載をしております。今年度の事業総数は69事業、事業費総額は約140億円となっております。昨年度当初予算と比較しまして、約30億円、17.6%の減となっております。

事業費減の主な理由としましては、下水道や集落排水施設等の整備、河川、海岸、港湾、漁協等の整備、間伐等の森林整備など、ハード関係の事業が減額となっていることでございます。

本日は、詳細な説明は省かせていただきますが、71ページから74ページにかけまして、水質等の保全に関する事項に関する事業が約33億円、74ページから75ページの干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する事項に関する事業が約1億9,000万円、75ページから76ページにかけましての河川、海岸、港湾及び漁港の整備に関する事項に関する事業が約56億5,000万円、76ページから77ページの森林の機能の向上に関する事項に関する事業が約44億円、78ページの漁場の生産力の増進に関する事項に関する事業が、再掲の事業を含めまして約6億4,000万円、78ページから81ページの水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項に関する事業が、再掲の事業を含めて約6億7,000万円、81ページの有害動植物の駆除に関する事項に関する事業が約200万円、81ページから82ページの海域の環境の保全及び改善並びに漁業の振興等に関するその他の重要事項に関する事業が、再掲を含めて約3億円となっております。最後に、82ページから84ページの調査研究等の推進に関する事業が、再掲の事業を含めて約1億円となっております。

個別の事業につきましては、先ほど関係課から御説明しました説明資料と重複する部分もございまして、関係課からの説明は省略させていただきます。

有明海・八代海に関する御説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○吉永和世委員長 次に、地球温暖化対策に関する件につきまして、まず1番目としまして、地球温暖化に関する現状等について説明をお願いいたします。

○野田環境政策課長 資料の86ページをお願いいたします。

地球温暖化に関する現状等につきまして、環境政策課の方から説明をさせていただきます。

まず、(1)の温室効果ガスの排出量につきましてですが、直近のデータでいいますと、国は、平成2年から1.6%増、②のところ、本県の状況は14.7%というふうに大幅に上回っている状況でございます。

本県におきます部門別の排出内訳につきましては、図1をごらんください。

工場やオフィスが中心となる産業部門と業務その他の部門の合計が53.8%と半数以上を占めております。

続いて、図2をごらんいただきたいと思います。

基準年と比較しました部門別の排出量の伸びを示したものでございます。家庭部門からの伸びが25.8%と最も大きく、続いて産業部門、業務その他部門と続いているところでございます。

87ページをお願いいたします。

温室効果ガスの削減目標についてでございます。

国の当面の目標は、京都議定書に基づきまして1990年比6%の削減で、中期目標は、現在国会で審議中の地球温暖化対策基本法案に盛り込まれました1990年比で、2020年で25%削減、2050年で80%削減というものでございます。これも法案の状況によってどうなるか、ちょっと今不透明なところはございますけれども。

本県の削減目標は、平成22年度の排出量を

平成2年比で6%削減するということによりまして、本年、熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づきまして策定する予定にしております熊本県地球温暖化対策推進会議の中で、国の動向等を踏まえながら、本県の状況も考えて検討していきたいと考えております。この計画については、後ほど御説明をいたします。

続きまして、(3)の地球温暖化に対する提言の部分でございます。

昨年3月、当環境対策特別委員会から、当面の排出削減目標6%の達成と、次の中期目標の策定実現につなげるため、一番下にございます四角の囲みに示しております4項目を重点的に取り組むことを内容とする地球温暖化に対する提言を取りまとめたいただきました。以下、この提言に対して御説明をさせていただきます。

次に、88ページをお願いいたします。

対応の概要を記載しております。表の左の欄から提言に示された4つの重点項目、次が重点項目を推進するための取り組み、次が平成21年度の主な取り組み実績、その次が平成22年度の主な取り組み予定、一番右に記載してありますのが資料のページとなっております。

それでは、産業・業務その他部門の事業活動における取り組み推進について御説明をいたします。

89ページをお願いいたします。

提言の概要は、事業者のメリット等に配慮した自主的・計画的な削減の取り組みを推進すること、また、熊本県地球温暖化の防止に関する条例により、経済と環境の両立という共通認識のもと、経済界と連携した地球温暖化対策を着実に進めることとされております。

平成21年度の取り組み実績としましては、条例の制定を進めてまいりました。環境審議会の答申、パブリックコメント等を経まし

て、ことしの2月の県議会に提案をし、可決をいただき、4月から施行をしているところでございます。

条例の内容は、持続的な県経済の発展や県民生活との両立等を基本に、総合的な対策、特に3つの計画書制度を導入しておるところでございます。お手元に地球温暖化防止に関する条例のパンフレットを差し上げておりますので、後ほどごらんいただければと思っております。

続きまして、90ページをお願いいたします。

22年度の取り組み予定では、条例の円滑な運用のため、中小規模事業者への支援等、3つの施策を実施してまいります。また、県内での排出削減を着実に進めていくための熊本県地球温暖化対策推進計画を策定することにしております。

続きまして、91ページをお願いいたします。

公共交通機関の利用促進についてでございます。

提言の概要は、当部門の排出量の5割強を占めます自家用自動車の使用抑制が重要であり、公共交通機関への転換を促すため、バス路線の再編、ノーマイカー通勤の強化、パーク・アンド・ライドや乗り継ぎの円滑化を図ることとされております。

次の平成21年度の実績及び22年度の取り組みにつきましては、施策の担当課から内容に沿って順に説明をいたします。

○横井交通対策総室政策審議員 交通対策総室でございます。

92ページをお願いいたします。

平成21年度の取り組み実績といたしまして、①ノーマイカー通勤運動の強化等について御説明いたします。

一番上の丸ですが、公共交通機関利用促進キャンペーンを、毎年9月から10月に実施し

ております。

その下の黒ポツにありますように、昨年度も、街頭キャンペーンですとか、バス・電車の半額割引券提供等の事業を実施いたしました。

続きまして、94ページをお願いいたします。

本年度の取り組み予定の①ノーマイカー通勤運動の強化等でございますけれども、2つ目の丸ですが、毎年実施しております公共交通利用促進キャンペーンと連動いたしまして、本年は、土曜、日曜、祭日に限ってはございますが、1カ月間バス小児運賃を無料化する実証実験を行うこととしております。

以上でございます。

○野田環境政策課長 済みません、資料は戻っていきまして、92ページの方をお願いいたします。

①の丸の2番目の推進体制から御説明をいたします。

推進体制の整備としまして、ノーマイカー通勤とエコドライブをあわせて推進していきますために、熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議の中にエコ通勤推進委員会を設置したところでございます。

次の丸が、免許更新者を対象としたエコドライブの普及啓発を、免許センターと連携して取り組みを行っているところでございます。

次の4つ目の丸につきましては、県の率先行動としまして、知事部局は31台、県警は32台、合計63台の低公害車を導入したところでございます。

最後に、条例への位置づけでございますが、公共交通機関や自転車等への利用転換、エコドライブの推進、環境負荷の低い自動車の購入などに努めることを規定しているところでございます。

続いて、94ページをお願いいたします。

①のノーマイカー通勤運動の強化等でございます。

丸の3番目のところでございます。条例によるエコ通勤環境配慮計画書制度の導入に伴いまして、計画書等を提出しました事業者が行います駐輪場整備やエコドライブの推進に対する支援を行ってまいります。

そのほか、①の一番下の丸のところに県職員を対象としたエコドライブの研修、こういったものも実施をしていくということにしているところでございます。

以上でございます。

○横井交通対策総室政策審議員 交通対策総室でございます。

恐れ入りますが、もう一度92ページの方にお戻りいただきたいと思っております。

ページの下の方の②バス路線再編の協議の支援でございますけれども、熊本市におけるバス交通のあり方検討協議会におきまして、市バス事業の運行に関する意見書の提出ですとか、東バイパスライナーの実験運行等を行っております。

また、熊本市以外におきましても、県内各地域の公共交通会議の法定協議会等に委員として参画いたしまして、各地域の取り組みを支援いたしました。

94ページをお願いいたします。

真ん中あたりの②バス路線再編の協議の支援についての本年度の取り組み予定でございますけれども、昨年度に引き続きまして、熊本市を初め県内各地域の協議会に積極的に県として参画いたしまして、地域の取り組みを支援してまいることとしております。

当総室からは以上でございます。

○平山都市計画課土木審議員 都市計画課でございます。

運輸部門、公共交通機関の利用促進、③乗り継ぎの円滑化について御説明申し上げます。

す。

93ページの最下段をお願いいたします。

平成21年度の取り組み実績でございますが、1つ目のアンケート調査等の実施につきましては、平成21年に利用者等へのアンケート調査を行い、その結果の取りまとめを行うとともに、ダイヤ改善等利用者の要望事項等について、交通事業者などの関係者へ働きかけを行いました。

2つ目の広報活動の実施につきましては、ラジオやNHKのデータ放送及び県のホームページによる普及啓発など、運用中のパーク・アンド・ライドの利用促進を図りました。

3つ目の新たな取り組みとしましては、普及促進に向け、合志市において、熊本電鉄新須屋駅で、平成21年7月から実証実験を実施中でございます。また、宇土市において、JR宇土駅周辺におけるパーク・アンド・ライド駐車場の設置に向け、関係機関と協議を開始し、理解と協力を求めてまいりました。

続きまして、94ページの最下段をお願いいたします。

平成22年度の取り組み予定でございますが、1つ目は、さらなる利用促進を図るため、これまでのラジオ・テレビ等の周知、広報については継続して実施するとともに、利用頻度の高い女性などをターゲットとした広報など、より効果的なPR方法を検討し、実施してまいります。また、アンケート調査の結果を踏まえ、利用者の満足度向上に向け、交通事業者などへさらなる働きかけを行ってまいります。

2つ目は、関係機関と協議中のJR宇土駅や既存の交通結節点や駅前広場が検討されている箇所におきまして、関係者に理解を求めていくとともに、その取り組みを積極的に支援し、普及促進を図ってまいります。

以上でございます。

○森永新エネルギー産業振興室長 新エネルギー産業振興室でございます。座らせて説明させていただきます。

同じ94ページ一番下の丸をごらんいただきたいと思っております。

当室におきまして、今年度新たに電動バイクを活用した乗り継ぎ等の実証実験を取り組むことといたしております。新規事業でございますので、平成21年度の取り組み実績のところには、記述は特に設けておりませんが、平成21年度におきまして、当時の産業支援課の事業といたしまして、産学官から成る電気エネルギーの活用による次世代交通システム推進事業の検討委員会というのを設けまして、自動車、バイク、バス等の各種電気を利用した交通網の整備の普及とか関連産業の振興につきまして、課題や対応策の検討を実施したところでございます。

この検討を踏まえまして、ここに掲げておりますように、運輸部門の対策となります県内の重点インフラ整備の一環といたしまして、地域グリーンニューディール基金を活用いたしまして、駅等に併設する形でソーラーつきの駐輪場を県内2カ所程度整備をさせていただきたいと思っております。電動バイク等を活用した乗り継ぎの円滑化の実証実験をやっていききたいと思っております。現在、実証のための駐輪場の整備とかやり方とかについての公募を行っているところでございます。

新エネルギー産業振興室は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○野田環境政策課長 続きまして、資料の95ページをお願いいたします。

家庭における取り組みの強化についてでございます。

提言の概要ですが、家庭部門の排出量は世帯の増加や家電製品等の普及に伴い増加しておりますので、家庭において身近に取り組む

ことができる省エネ行動の実践及び削減効果の大きい省エネ家電製品の購入促進が効果的であり、民間活力による新たな仕組みの構築を働きかけていくこととされております。

平成21年度の取り組みでございますが、丸の1番目でe-チャレンジ事業では、昨年2回、電気使用量の削減取り組みとしてコンテストを実施したところでございます。

2番目の総ぐるみくまもと環境フェアは、NPO法人等と共同で実施したもので、約1万人の県民の方に参加をいただきました。

3つ目のライトダウンキャンペーンは、6月、7月、12月にNPOと連携して一斉消灯を呼びかけて実施をしたものでございます。

続きまして、96ページをお願いいたします。

家庭部門と他部門との連携による取り組みの推進としましては、最初の丸のところでは省エネ家電・製品の購入につきましては、ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議に、太陽光発電、エコカー、省エネ家電の普及推進のため、新しいエコ消費推進委員会を設置したところでございます。

次のEcoプロジェクト推進事業におきましては、補助金の交付対象として、ここに記載しております4つの活動を実施する各団体に総額296万円を交付決定したところでございます。事業の内容につきましては、四角囲みにしているとおりでございます。

続きまして、97ページをお願いいたします。

22年度につきましては、本年度に続きまして、総ぐるみくまもと環境フェア、ライトダウンキャンペーン、くまもとEcoプロジェクト推進事業、こういったものを推進していくことにしているところでございます。

以上でございます。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

98ページをお願いいたします。

部門が二酸化炭素吸収対策、提言項目が森林吸収源対策の推進でございます。

1の提言の概要でございますが、森林整備の実施に当たり、森林所有者の負担軽減に努めること、企業による森づくりを促進すべきこととの提言をいただいたところでございます。

提言に係る取り組みでございますが、①の森林所有者の負担軽減では、森林施業の低コスト化、工夫次第で森林所有者の負担が軽減できる定額方式での助成事業の活用などを進める必要がございます。

②の企業等の森づくりの促進では、企業・法人等との協働の森づくり指針の普及を図りつつ、企業等による森づくりを積極的に支援する必要がございます。

次のページの平成21年度の取り組み実績でございますが、負担軽減対策として、定額の助成事業として作業路、間伐等の助成を拡充いたしました。また、森林所有者が経営放棄した人工林を所有者負担なしで針葉樹と広葉樹のまじった森林に誘導する事業を行いました。

企業等の森づくりの促進では、パンフレットを用いて企業訪問を行っているほか、企業の森づくりフェア等へ参加いたしました。

ページをおめくりいただきまして、100ページでございます。

平成22年度の取り組み予定でございますが、平成21年度の取り組みを継続して実施いたしますとともに、最後の丸にございますように、新規に県有林におきまして二酸化炭素吸収量のクレジットを取得・販売することにより、企業等の資金導入を図るとともに、温室効果ガスの排出抑制に向けた活動を進めることといたしております。

森林整備課関係は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○吉永和世委員長 次に、地球温暖化対策に関する平成22年度事業について説明をお願いいたします。

○野田環境政策課長 それでは、101ページをお願いいたします。

地球温暖化対策に関します平成22年度事業を御説明いたします。

当初予算に計上しております事業につきまして、分野別に102ページから108ページにかけて一覧表を記載しております。今年度の事業総数は38事業、事業費総額は約103億円となっております。昨年度と比較しまして、約27億円、35.5%の増となっております。

事業費増の主な理由としましては、まず103ページをごらんいただきたいと思えます。

産業・業務その他部門、家庭部門等の対象としまして、103ページ上から3つ目の事業でございます。

事業者や一般家庭における太陽光発電設備の導入に対して補助をしますくまもとソーラーパーク推進事業費が約5億7,000万円の増となっております。

続きまして、運輸部門対策としましては、104ページをごらんいただきたいと思えます。

104ページの上から5番目でございます。

熊本市圏の渋滞緩和を図るための環状道路等の整備や交通結節点整備を行います都市圏交通円滑化事業が約20億円の増となっております。

それから、森林による二酸化炭素吸収対策としましては、107ページをごらんいただきたいと思えます。

107ページの上から4つ目でございます。

間伐等森林整備促進対策事業費が約4億3,000万円の増となっております。

あと、条例を今年度施行しました。それに伴う新規事業としまして、申しわけございま

せん、103ページに戻っていただきまして、103ページの上から2つ目でございます。

事業活動、温暖化対策計画書制度の円滑な運用を図るため、中小企業者の省エネ設備等の導入への支援を行います事業者計画書制度促進事業費が約5,000万円の増、それとあと次のページでございますが、104ページの4つ目でございます。

エコ通勤環境配慮計画書を提出しました事業者が行います駐輪場整備やエコドライブの啓発の取り組みの支援を行いますエコ通勤等促進事業費が約700万円の増となっているところでございます。

個別の事業につきましては、先ほどの関係課からの説明と重複する部分もありますので、各課からの説明は省略をさせていただきます。

地球温暖化の対策に関する御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉永和世委員長 以上で執行部からの説明が終わりました。ここで5分休憩をさせていただきます。

午前11時19分休憩

午前11時25分開議

○吉永和世委員長 それでは、委員会を再開します。

まず初めに、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について質疑を行います。質疑はございませんか。

○中原隆博委員 この公共関与に関する管理型最終処分場なんですけど、南関町を候補として、ここ4年間ぐらいが経過してきているわけですね。その中で、地元住民の方も非常に敏感になっておられるし、デリケートな問題であるということは論をまたないところでございますけれども、この地域の理解というの

が得られれば、ここに計画されているような形で、これから平成26年ですか、供用開始はなされていくというふうにも思うのですが、この地元の理解が本当に得られるのかどうか。

具体的に、その下流地域の方々も、ここに書いてありますように、地下水とかそういうことに対して非常に敏感であると、環境問題に対してですね。その辺のことも含めて、こういう工程の中でめどがつくのかどうか。

もしこれが延びるという形になるならば、あくまでもここに固執してやっていくのか、あるいは第2、第3の候補として、8つの候補地等も考えられますけれども、ここでやっていくというような姿勢をお持ちなのかどうか、その点を含んだお話を聞かせてください。

○中島公共関与推進室長 今、先生から御質問がありましたとおりでございまして、地元におきましては、処分場の必要性については御理解をいただくものの、やはり自分のところには迷惑だというような声が圧倒的でございます。

ただ、現在アセスの現地調査をやっておりますが、井戸調査でありますとかアセスの調査は、一部地域を除き大半では了解が得られておりまして、きちんと内容を精査の上、説明してほしいという声をいただいております。

また、関係地域の首長、町長及び町議会におかれても、住民の理解が得られるようしっかりと調査をして丁寧に説明して行ってほしいとの意見をいただいております。

私どもは、引き続き、地元の方々の御不安となっている地下水に代表されます環境への影響や安全性などについて、現在行っているアセスメントの結果を踏まえまして、今後とも丁寧に説明をし、御理解をいただけるよう、全身全霊をかけて取り組んでまいりたい

でございますが、先生おっしゃいましたように、この今進めております南関町でできないときはというような想定は、現時点ではいたしておりません。数年前に地元からの要望・陳情等もありました際に、地元の思いは強く重く受けとめるけれども、ほかの地域を考えることはあり得ないというような姿勢で今臨んでおりますので、とにかく今は、この南関町を最重点、1番目の候補地として決定した以上、一生懸命取り組んでいる段階でございますので、ほかの地域にぶれるということは今のところ考えておりません。

以上です。

○中原隆博委員 今おっしゃるのように、第1の候補地として、ここ以外にはないという形で取り組んでもらいたいと。私があえてなぜ申し上げたかという、ここに建設候補地というのが書いてあるから申し上げたんですよ。だから、こういうのはわざわざここにうたう必要もないかと思うんですけれども、とにかく供用開始ができるような形で、ここ以外にはないというような信念を持ってやっていただきたいという思いから申し上げたことでございますので、その点はひとつ御理解をいただきたいと思います。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○吉田忠道委員 今のにもちょっと関連するんですけれども、9ページですね。

この地元の理解促進ということで述べられておりますけれども、過去3年間の議事録をずっと見ても、この文言が一緒なんです。ということは、あと1年たってもほとんど変わらないような状況が想定されますので、一つ一つ丁寧に説明し理解を求めるといったことはわかりますけれども、何らかの知恵と申しますか、工夫と申しますか、それをやっぱり検討して具体的に進めていかないと、これだ

けでは進まないんじゃないかと思えますよ。その辺ちょっとどうですか。

○中島公共関与推進室長 今先生がおっしゃいましたように、何か劇的に変化するような知恵・工夫があるかということでございますが、やはり私どもは、これまでもこの関係地域におきまして、南関町に決定した以降、述べ数十回にわたって丁寧に説明してきております。その結果、徐々にではあります、理解は進んできておるものと思います。その結果、アセスの現地調査にも同意をいただいておりますし、今着実に進めておるところでございます。

今後、この現地調査の結果を踏まえまして、いろいろな施設整備の中で新しい技術の導入も検討し、究極の安全施設となるような検討を重ねてまいります。そういった方法を今後の住民説明会の中で一つ一つまた改めて丁寧にお示しをし、理解を促進して理解をいただく以外にないと思っております。

それから、課長の方から説明を申し上げましたように、もう一つは、まだ時期尚早という声があるものの、やはり地域振興策についても今後は少しお話をしていきたいと思っております。ただ、この地域振興策については、今すぐ持ち出しますと、まだ若干抵抗感があられるのかなと思っておりますので、地元の状況を少し見きわめながら、具体のお話を地元としていきたいと思っております。そういうことで少しずつ理解が進むのではないかと考えております。

○吉田忠道委員 大変御苦労されておりますし、これまでのいきさつを見てもよくわかります。非常に困難だと思いますけれども、ひとつ少しでも前に進むように努力していただきたいと思えます。

以上です。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

それでは次に、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について質疑を行います。質疑はございませんか。

○浦田祐三子委員 済みません、49ページ、違法採取の件について罰金刑が確定したというふうに書いてありますけれども、時間がたち過ぎたので、またちょっと丁寧に説明をしていただければと思いますけれども、お願いします。

○高口産業支援課長 違反案件について詳細に説明をということだったかと思います。

本件につきましては、昨年12月に、熊本海上保安部の方が、旧有明町沖で採取しておりました有限会社天祐海運につきまして違法採取が行われたということで摘発が行われたものでございます。

その後、裁判の方で、ことしの4月の下旬に、有限会社天祐海運並びに同社の社長、役員、それからもう1名の従業員、合計3名に対しまして罰金刑が確定したということでございます。

ちなみに、罰金刑の内容につきましては、有限会社天祐海運並びに代表者、さらにその役員1名に対しては、各罰金13万円、もう1名の者に対しましては、罰金10万円という刑が確定いたしております。

以上でございます。

○浦田祐三子委員 かなり悪質な違反だったと思うんですけれども、この業者に関しては、以前にも違反をされているというふうに伺っておりますけれども、今後県としては、再発防止策ということでいろいろ書いてありますけれども、この1業者しかなかったと思うんですけれども、今後処分として登録が取り消された場合と、あるいは今後停止となっ

た場合に、こういった対応をとられるのでしょうか。

○高口産業支援課長 今後、当該業者に対する処分でございますが、4月上旬の罰金刑の確定を受けまして、5月の下旬に、私どもの方で業者に対する聴聞を実施いたしております。当日は、企業の方からは文書による陳述書が提出されておりますので、そこに情状してほしいという内容については事細かに記載がございますので、その内容について現在検討を重ねております。

ただ、先ほども先生の方からお話ありましたように、当該業者に関しましては、以前にも同様の超過採取を行った再犯でございます。さらに、平成20年度にかかわる採取に関する違反ということで、県で作成しました削減計画の初年度に当たる違反でございます。

これまでも、当委員会の方でも、12月議会あるいは3月議会でもお答えさせていただいておりますが、そういったような事情を勘案し、厳しいといえますか、厳正な処分を検討していくということになるかと思っております。

処分につきましては、先ほどお話をしましたように、砂利採取法上は、登録の取り消し、もしくは事業の一部もしくは全部の停止6カ月以内というふうな処分ができることになっておりますので、この内容につきまして、前回行いました聴聞の結果を踏まえ、情状の余地があるのかないのか、その辺を判断した上で、厳正に対応していきたいというふうに考えております。

ですから、いずれにしましても、その処分が行われれば、業者に対しては、そういったような登録の取り消し、もしくは事業が6カ月以内できなくなるというふうなことになると思います。

○浦田祐三子委員 仮に取り消しになった場

合は、この1業者しかないと思うんですけども、熊本県内で採取ができるのは。それは今後どういうふうなあれをされるように考えてらっしゃいますか。

○高口産業支援課長 現在、有明海側では、この天祐海運のみが採取をこれまで行ってきておりました。これからどうするのかということよりか、私どもは、まずこの企業が行った違反採取に関して、法にのっとって、河川課も同等な海域管理の条例を持っておりますけれども、この2つのもので厳正にまず処分をするということを現在考えておるところでございます。

○吉永和世委員長 よろしいですか。

○浦田祐三子委員 処分が、各13万円が2人と10万円ということで、犯した罪の割には非常に軽い処分だなというふうに思うんですけども、これは県としてはしっかりと対応していただきたいと思います。今後も適正な処置を行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○吉永和世委員長 要望でよろしいですか。

○西岡勝成委員 関連してですけれども、49ページに書いてあります土石採取料の徴収を免れた金額の5倍以内の金額の過料処分ということになりますと、ちょっと計算してもらったんですけども、3,700万円から1億8,600万の範囲内で過料処分ができるということになります。これは、どこで行政的に決めるんですか。要するに5倍以内というのは…

○林河川課長 河川課でございます。

河川課所管の行政処分といたしまして、一般海域管理条例に基づく過料処分というのが

ございます。これは、詐欺あるいはその他不正行為によって徴収を免れた金額の5倍以内の過料処分に処すというものでございます。これとはまた別に、徴収を免れた金額を民事上の不当利得ということで返還請求することもあわせて検討しております。

なお、金額でございますが、摘発どおりの超過採取ということになりますと、今委員がおっしゃいましたように約3,700万円ということで、これについて返還の請求あるいは処分を課すということになるかと思えます。（西岡勝成委員「最高は……」と呼ぶ）

一般海域管理条例に基づきます過料処分につきましては、5倍以内ということで、これにつきましては現在検討しているところでございます。

なお、処分に当たりましては、再犯ということもございまして、違反の内容、それから程度、こういったものを総合的に勘案しながら、過去の判例ですとか、弁護士とも相談しながら、慎重に検討の上、厳正に対処したいと思っております。

○西岡勝成委員 仮に、罰金が確定して過料処分ができた、最高1億8,000万か、倒産したらどうなるんですか。

○林河川課長 過料額の設定につきましては、収入の見込みがあるかないかというのは、直接関係はございません。未収金が仮に発生したとしますと、例えば強制執行などの法的手段を含めた処理を別途検討していきたいと思っております。

○西岡勝成委員 要するに、ほかに差し押さえしたり何かするということですか。

○林河川課長 そういった法的措置を含めて検討していくということになるかと思えます。

○西岡勝成委員 この問題を整理していきま
すと、私もずっとこの委員会は長いので、き
ょう井手先生もいらっしゃいますが、要する
に覆砂に砂が必要だということで、セメント
とかそういうものは別にしても、覆砂の分は
確保していこうということで、7万立米か
な、そのぐらいの量は、ずっとアサリの覆砂
のために地元の砂をとということで。

ただ、これを3倍も4倍もとられておるわ
けですね、現実として。これは資源ですよ
ね、やっぱり熊本県内の砂というのは。海底
の砂というのは、資源を結局慎重に使いなが
ら覆砂事業を続けていこうということで、こ
の事業はスタートしているんですけども、
この資源をごそっと、前からすれば何十倍と
とられているわけですね。

そういうことを考えると、非常にこの罪は
重いと思いますし、また、今後覆砂というの
は必要なんです。覆砂は、また海に戻りま
すから、工業用の砂と違いまして海に戻りま
すから、私はそれでいいと思うんですけども
、決められた採取量を絶対守らせるという
ようなことを考えぬと、イタチごっこです
よ、これは。このことをきちっとやっぱり—
—だれが免許をとろうが、やっぱりこの決め
た量を守らせると。そのためには、違反した
らもう徹底的にやるような、立ち上がりがで
きないようなことをやっとかぬと、私は覆砂
事業そのものがだめになってしまうと思いま
すよ、将来的に。ぜひ、その辺は執行部も肝
を入れてやらぬと、なめられていると思いま
すよ、ある意味。

○鬼海洋一委員 関連して申し上げたいとい
うふうに思うのですが、12月議会、3月議会
でも、今の西岡委員と同じような発言をさせ
ていただきました。

そこで、1つ確認したいのですが、今話が
ありました5倍以内の金額の過料処分です

ね。これは、つまり5倍以内ということから、
現段階で——私は12月議会とか3月議
会で申し上げましたように、1回目でわから
なかったということであれば、それは少し考
える余地があるのではないかなというふうに
思いましたけれども、再犯、しかも今回は年
間の採取量をはるかに超える採取を行ってい
るということで、極めて悪質と。これは、だ
れが考えてもそうですよね。

ですから、この5倍以内というこの裁量権
というのがここにあるとすれば、これに対す
る基本的な今お話もありましたが、立ち上
りができぬような状況で、やっぱり今回、全
体的な行政運営という立場から考えても処分
すべきではないかというふうに思うのです
が、この裁量、つまり5倍以内ということに
ついて、現段階ではどのような考えなのか、
それをちょっとお尋ねしておきたいと思い
ます。

○林河川課長 河川課でございます。

処分に当たりますは、今委員の方からお
話ございましたように、再犯という点もご
ざいます。それから、違反の内容、それから
程度というものもございます。そういったも
のを総合的に勘案しながら設定していく必要
があると思います。

現段階では、過去の判例ですとか、それか
ら弁護士の方々とも相談しながら進めており
まして、いずれにいたしましても厳正な処分
を行ってまいりたいというふうに考えており
ます。

○倉重剛委員 私、この委員会に久しぶりに
来たので、この問題は余り詳しくないだけ
れども、非常に疑問に感じるのは、この事件
は再犯ですね。再犯というのは、要するにそ
れを許した行政の管理不行き届きという問題
について、あのあたりどう考えていますか。
それは管理が非常に難しいの、これ。

○高口産業支援課長 産業支援課でございます。

砂利採取法上の規制といたしますか、いろんな調査権がございます。私どもの方も、こういった再犯の事例もありましたので、経済産業省が所管しておりますので、こちらの方にも、そういった調査権について再度どこまでやれるかということで文書照会等もいたしました。

現状では、私どもが与えられております調査権と申しますのは、警察とか例えば税務署が持っておりますようなものと比べますと、大分弱い調査権にならざるを得ない。

と申しますのは、この認可が、採石も同じでございますが、要は安全に、あるいは環境に影響を与えない、もしくは他産業に影響を与えないという範囲内で安全に採取をするための法律ということになっておりまして、例えばそういったところで、いろんな帳簿等の調査も、調査をできる範囲の書類が——例えば現金出納簿とか、そういったものについては、調査対象とすることができないというふうな回答をいただいております。採取量の確認につきましては、非常に難しい状況になっておるのは事実でございますが、私どもとしては、そういった中で、できるだけこういったものが二度と起こらないようにというふうなことはいろいろ担当課を含め考えておりまして、現在、議会の方にも、今年度補正で今6月議会に予算を上げさせていただいておりますが、陸上監視を強化したいと考えております。

海砂利に関しましては、特に船で輸送をいたしますので、この輸送する船がある程度監視をできると大体の採取量はおおむね把握ができるかなというふうに考えておりますので、そういったもので監視を強化するとかいうふうなことは、今回きょう御説明した以外に現在検討をいたしておりますので、そういっ

た中で、なるだけ違反が再度起きないようにということは、私たちの方も精いっぱい努めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○倉重剛委員 やっぱり再犯という事実が出ていることは事実ですね、これね。したがって、それに対して猛省をしなきゃいけないですよ。反省をして、それに対する環境整備をもっとつくっていくということですね、摘発できるような。そういうことが形としてあらわれてこないよ、また出るよ、これは同じことが。それを非常に懸念すると思う。

先ほども意見があつたけれども、やっぱりこれは県の財産ですよ、正直言ってね。それを、むやみやたらにそういうこと——要はもっと厳しい処置、それから厳しい対応をしなきゃいけないと思いますので、これはよっぽど頑張らいかぬ。次の委員会あたりで、こういうことが、また同じようなことが将来あったとしたら、県の責任は重大ですよ、逆に言えば。どうですか。

○高口産業支援課長 先生おっしゃるように、今回の違反に関しましては、もちろん業者がこういった違反を行ったことは、これはもうもちろん言わずもがなの問題でございますが、私どもの方も、いろいろ制約はあるとはいえ、その再犯を見逃したというか、許してしまったというところは、反省すべきところが大きいと考えております。

そこら辺のところは、いろいろ先生方にも御意見をいただきながら、このようなことが二度と起こらないような再発防止策は、今後引き続きまた検討はいろいろ進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○倉重剛委員 しっかり頑張ってください。

○鬼海洋一委員 済みません、関連。

前回の話を聞いてみますと、年間採取計画量の許可された量の何倍か何十倍かというのが第1回だそうですね。そして、今回は、この前から問題提起しておりますように、覆砂用として許可された分を少々オーバーするだけではなくて、年間全体の採取量を超えるような違法採取が行われたというような状況ですから、問題の罪の認識というのは、かなり問題だということは、今倉重先生の方からお話いただいたことと全く同じような思いであります。

そこで、この平成22年度の新たな許可の問題についても、前回3月議会で議論したというふうに思うのですが、今言いましたように、覆砂用の割り当て量の少々オーバーという程度ではなくて、年間の採取計画量をはるかにオーバーする不当採取があっているという事実の中から、新たな採取計画というのはどうするかということでは、これは問題ではないかというような議論を2月議会ではしたというふうに記憶いたしているのですが、そこで、今回の22年度の許可について、基本的な考え方、どういうふうに考えられながら、この許可——適切に対処するというふうに書いてあるのですが、お考えなのかということを確認しておきたいと思えます。

○高口産業支援課長 今年度の許可に関してでございます。

現在、有明海側からの砂利の採取に関しましては、この天祐海運さんからは採取の許可申請は出ておりません。ただ、同海域から採取をしたいという別の企業の方からの採取計画の申請がっておりますので、その内容については認可をすべきかすべきでないか、慎重に現在検討を進めているところでございます。

○鬼海洋一委員 さまざまなうわさもお聞きいたしておりますけれども、ぜひ慎重に——さっき言いましたように、全体量をはるかに超えるような形で、前年度、21年度の採取が起きているという事実に基づいて、今年度、22年度をどうするかということについては、これまでと同じような考えから採取をどう許可するかという、その許可にかかわる対応だけではない、全体量に対してどうするかという新たな課題をはらんだ中で新しい採取認可だというふうに思いますので、その点は間違いないようにぜひよろしく願いしておきたいと思えます。

○井手順雄委員 採取の問題じゃなしに、覆砂の問題として質問してございますか。

昨年12月に、県議会で、購入土による覆砂事業というような形で覆砂事業に入りますよということで、提言・提案の見直しがございました。早速、水産の方で購入土による覆砂事業という事業を起こしていただきました。まことに素早い対応、ありがとうございます。

その中で、今いろんな問題がございます。今発注になっているものを見てみますと、熊本県産の砂を使って覆砂を行いますよというようなことがございます。これは4月とか3月あたりに設計されたと思うのですが、その時点で今話をされた問題があつたわけですね、もう既に。

熊本県の砂はとれるのかなという思いの中での設計であつたと、にもかかわらず、熊本県産で設計をしてあると、これはどういうことを思ってされたのか、まずこれを聞きたいと思えますが。

○尾山漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課です。

砂の単価につきましては、県内県外問わずの単価ということになっております。です

が、覆砂事業に関しましては、漁業者の地元産、有明海産がいいという要望もあります。それから、貝には地元の有明海産の砂がいいんだと、いろんなほかの漁協からの要望がありますので、うちとしては、できるだけ県内産の砂を使ってもらうように請負業者の方にはお願いしているということできたいと思っています。

○井手順雄委員 言いかえれば、6月、7月ぐらいまでには有明海産の砂がとれるのかなというのを想定して設計を組んだというような理解でよろしいですか。

それと、今回3カ所の覆砂事業、それと河内方面の工事でサンドコンパクションの砂、それと熊本市、また玉名市の方で覆砂事業を行うと。これは全部熊本県内の砂の設計であると聞いておりますが、全部で何立米ぐらいあるんですかね、合わせて。

○尾山漁港漁場整備課長 合わせますと、13万。9万が覆砂で、サンドコンパクションが4万、約13万ぐらいですね。

○井手順雄委員 今こういう現状の中で、もう県外と、もう発注になっていますから、砂がないわけでありますから、県外産土を今度は持ってこようとした場合、やはり県内産は立米2,000円というような形の中で、県外はやっぱり運搬距離、あと瀬取り等々を入れたら、立米800円から1,000円ぐらい高くなるわけですね。そうした場合、単純に掛けても1億3,000万の設計変更という形になりますけれども、まず2点ありますが、1点目ですね。

この1億3,000万の設計変更は、果たしてスライドでできるのか、できないのか。あと、会計検査院、あと委員会、監査等々にどういった説明をされるのか、これをひとつお聞きしたい。

○尾山漁港漁場整備課長 単品スライドにつきましては、その要件にかなうかどうかを慎重に判断していくこととなります。

○井手順雄委員 じゃあ、そういうことであれば、スライドで設計の変更を見直すというようなことで認識します。

もう1点が、環境の問題ですね。やはり県内産、有明町とか有明海の中の品物を持ってくれば何の問題もないわけですね、同じ海域ですから。しかしながら、県外となれば、何が入っているかわからぬ。

現状、有明海は、アナアオサだったり、ツメタガイ、それとホトトギスガイ、いわゆるイガイ等々、今本当に被害になっているんです。その中で、また県外産の砂を入れて、外来種だとか違った悪性植物等々が入ってきた場合、どういう対応をするのか、大変それを危惧しております。

我々漁民、私も漁民でございますけれども、その中で基本的には国内産をお願いしたいと、各漁協はみんなそう願っておられると思いますね。そういうところがあるものですから、そう思っています。

そうした場合、県外産を持ってきたとき、これは安心、安全ですよというような担保はどうやってとられるんですか。

○尾山漁港漁場整備課長 本県では、覆砂事業につきましては、平成15年に長崎産の砂を使った実績があります。それから、福岡県の方は、長崎県産の砂を用いた大規模な覆砂をやっているというふう聞いております。それで、それらの事業で何らかの影響が出たという情報は、私たち持ち得ておりません。

しかし、漁業者の不安があるということであれば、県外産の砂を使用する場合には、生物検査等をきちんと実施したいというふう思っております。

なお、県外産の使用につきましては、漁業者と十分協議をしてみたいというふうに思っております。

○井手順雄委員 今の答えだと、産地を指定して県外産を購入しようということですが、入札業法上、一般資材、いわゆる砂だとか骨材だとか、これは産地指定はできないんですね、基本的に。現場着幾らですよ、こういうものは。それからあと、カルテルとか、そういうときに指定すれば、なってくるんじゃないですか。そこら辺は、どうお考えですか。

○尾山漁港漁場整備課長 そこは、請負業者との協議ということの中でお願いしていきたいと思っております。

○井手順雄委員 請負業者さんは、やっぱり安いやつをどこからか見つけてきて、長崎県産だとか何とか知らぬですよ、そして、これは適正な砂ですよというふうに持ってきます。これはもう事実です。現場着が幾らですか。

そういった意味では、やっぱり1そう1その船の管理というのも必要だし、産地を見ていって、今まで出てないからね、病気が出てないから大丈夫だろうと、今から出たらどうしますか。そういったことも考えながら、十分に県外産を入れる場合は慎重にやっていただきたいというのが要望であります。

それと、先ほど言ったように、県外産になれば1.5倍ふえるんですね、金額が。そうしたときに、この覆砂事業、思ったような覆砂事業ができるのか。もし熊本市も玉名市も県外からとなったら、事業を取りやめるかもしれません。そういう状況でありますので、一日でも早く熊本県産の砂を安心して掘れるような体制を、ぜひとも執行部にお願いしたいというふうに思います。

以上、終わります。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○西岡勝成委員 やっぱりそういう意味からいっても、私は先ほど資源と言いました、県内産の砂。資源を他県に売った罪は大きいですよ、これは。だって、その資源がなくなって、ほかにその分高く買わないかぬわけですよ。

だから、その辺も含めて考えぬと、資源ですよ、この砂というのは。それを他県に売って、県はそれをまた買うのに高く買わないかぬし、病気のことも心配せないかぬ。だれがしたかということを考えて判断せないかぬですよ。

○吉田忠道委員 先ほどからの話の中の49ページで再度ちょっと確認しておきたいんですけれども、22年の取り組みで再発防止について書かれておりますが、4項目ほど書いておりますけれども、この中で漁業取締船との連携強化ということで、航海日誌の採取状況とか運搬状況記録、毎月の採取実績の報告、こういうのは県の方でもできるんですか。そして、また過去にやったことはありますか。

○鎌賀水産振興課長 水産振興課です。

漁業取締船の方は、現在でも、これまでも、区域の確認ですとか、そういったことで、使ってといたしますか、確認をしてもらっています。

ここに書いておりますのは、その区域だけではなくて、採取状況を取締船の用務の途中で、あるいはこのために行ってきた確認をするというふうなことでございます。

○吉田忠道委員 再発しとるわけですから、先ほど倉重先生からも話したように、再発防

止に対しては相当な覚悟でもって取り組まな
いかぬのですけれども、そのためには、具
体的な対策が実際に実行されないかぬわけ
です。

だから、私は、今言っとる航海日誌等の
点検というのは、ある面では非常に有効だ
と思っておりますけれども、これはごまか
して書かれる可能性がありますから、その
付近の確認は、しっかり定期的に、ある
いは不定期的でもいいですけれども、適
宜検査して、チェックして、そして再発
防止に努めてもらいたいというふうに思
うんですけれども、航海日誌は見られた
ことがありますか、県の担当の人は……
（「航海日誌ですか」と呼ぶ者あり）航
海日誌。

○高口産業支援課長 産業支援課でござ
います。

担当の方で、毎月業者の方から、業務
日誌、業務の実績報告書を出させてお
ります。この中には、何月何日に採取
した、それからどういった船で運搬を
したというふうなことが記載してござ
います。

また、以前より採取船の方に船の稼働
メーターをつけさせておりますので、
それで何時から採取船が稼働している、
何時にとまったというところまでデー
タ表で出てくるようになっております
ので、そういったものとの突合は行
わせていただいております。

ちょっと私は直接見ておりませんが、
担当の方は、現地に行ったり、ある
いは事務所に呼んだりした形で、い
ろんな書類をこちらが見させていただ
けるものについては確認をさせてい
ただいておりますので、そういった中
で対応させていただきたいという
ふうに考えております。

○吉田忠道委員 しっかり取り組んで
ください。

○吉永和世委員長 ほかに。

○中原隆博委員 関連。

先ほどいろいろと御説明を聞く中で、
1社しかないとおっしゃったですね。
そして、またさらに1社から申請が
出ているというようなお話がありま
したけれども、どういう意味ですか。

○高口産業支援課長 説明が足りませ
んでしたが、天祐海運からは、現在
までまだ認可申請が出ておりませ
ん。そのかわりに、同じ海域を掘
りたいということで、新たな業者
からの申請が出ております。

私どもが現在まで把握している情報
では、その新しい会社の代表者は、
天祐海運の旧従業員だったという
ふうなところは確認をいたして
おりますので、そういった意味
では慎重に現在調査をしている
ところでございます。

○吉永和世委員長 よろしいですか。

○中原隆博委員 ちょっと腑に落ち
ないですけれどもね。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○中原隆博委員 従業員なんですか。

○渡辺利男委員 有明海・八代海
の再生、全体のことについて
ちょっとお尋ねします。

私、平成13年に議会が提言を出
したときに、2年間あの委員会
にありましたから、あのときは
相当この海の問題に首突っ込
んで論議しましたが、それ以来
でございますので、8年ぶり
ぐらいですかね。

もう浦島太郎のような視点で
ちょっとお尋ねしますが、この
8年間、各部各課全庁的に
やっぱりこれだけの施策を海
の再生のために取り組んで
こられたわけでございます
けれど

も、その結果として海の水質が少しよくなったのかなと思っておりましたら、この15年から20年度の水質の調査結果なんかを見ますと、そういう結果が見えてないと。必ずしもよくなってない、横ばいか、もしくは達成率は下がっている面もあるわけですよ。なかなかやっぱり自然のメカニズムは難しいから、これだけ施策をやったからそんなにすぐ結果が出るというものではないかもしれませんが、気になるのは、例えば海に行く前の水、熊本の地下水にしても硝酸性窒素あたりが着実に高まってきているというふうな状況ですよ。

ですから、考えてみますに、今やっているさまざまな施策がまだまだ不十分なのか、あるいはもっと時間がかからなければ結果が出ないのか、あるいはやっている施策が本当にすべての的を射た施策なのかどうかとか、いろいろやっぱり考えざるを得ないと思うんですけども、8年間やってきたのにこういう結果だという点については、どう見られているのか。これは全体的な問題ですから、どこの課ということにもならぬでしょうから、どなたかそういう論議はされていますか。

○田代水環境課長 水環境課でございます。

まず、水質の面からでございます。資料の18ページあたりに表をつけておりますけれども、15年からの値をつけております。説明の中で記述していないところをちょっと口頭で言いましたけれども、CODという汚濁負荷の数値でいいますと、問題になりました平成12年の有明海ですと2.6、これが最近ですと2.4とか1.9ぐらいまで落ちてきております。八代海も、2.3が2.0あるいは1.6というふうに、昔の数字ですここには記述しておりませんが、そういうふうにCOD値ではちょっとよくなってきているかなという感じがします。

それから、環境基準の達成率でございます

けれども、例えばCODは平成12年が71%でございましたけれども、これが今最近では、といいますか、20年度は85%ということでございますけれども、横ばいというような状況です。

あと、窒素・磷、ここら辺が最近環境基準の指定があったということでございますけれども、特に磷関係がちょっと問題かなというふうなことは、我々数値を見ながら感じております。

先ほど関係各課で御説明申し上げましたけれども、生活排水あるいはそういう生活系が大体汚濁負荷の大体3割ぐらいは占めておりますので、そういう下水整備もどんどん着実にいたしますか、少しずつは進んでおると思っています。

それから、そのほか事業場からの生活排水の規制の問題、これも20年の4月から条例施行というような形で進んでおるかなと思います。これは、産業系からの排出の大体窒素とかの1割、2割ぐらいは減の効果があるのかなと、長期的に見ればそういうふうには考えておりますが、まだこういう数値には出てないのかもしれない。

それから、そのほかの説明がありましたように、肥料の削減とか、あるいは養殖えさの削減、新しいペレット化のそういう研究なんかも進んでおりますので、だんだんそういう効果が出てくるのかなというふうには考えているところではございます。

○渡辺利男委員 今議会の本会議でも、地下水の水質についての質問があってございましたけれども、そういうふうに農薬にしろ生活排水にしろさまざま対策を強化しているけれども、じゃあ熊本市内の地下水の硝酸性窒素が上がってきているというのは、どういう理由なんですか。

○田代水環境課長 済みません、説明漏れで

ございました。

陸域におけるいわゆる地下水の硝酸性窒素が上がってきている、特に熊本地域は横ばいからあるいは上昇しているところが多いございます。そういう状況でございますので、そこら辺の原因は、1つは、下水道の整備が進んでおりますので、その点はかなりよくなっているかなと思いますけれども、また残っている課題としましては、いわゆる土地系といえますか、いわゆる肥料の施肥の問題、それから畜産の排水の問題、こういったものが課題かなというふうに思っております、庁内におきましても連絡会議を設けて連携をとるようにしておりますし、そういうときにこういう水質のデータ等も示すようにしております。

それから、熊本地域、それから荒尾地域、それからほかの地域でも、硝酸性窒素の対策の会議というものを設けて、JAでありますとかそういったところと関係をとって、対策を講じるようにしております。

ということで、あるいは河川を通じた海への負荷、それからおっしゃったように地下水からの最終的には海への負荷、こういったものがつながっていると思いますので、そこら辺は連携をとって、川、海、地下水、そのところの連携をとって対応していく必要があるかなというふうに課題として考えております。

○渡辺利男委員 相対的にはわかりました。

1つ、これは畜産課にお尋ねしますけれども、家畜排せつ物の処理ですけれども、随分前と違って素掘りのところなんかなくなっているようですけれども、ビニールシートによる簡易対応を行っているところがまだ55戸あるということですが、ビニールシートにためた後はどうなっているんですか、これは。

○高野畜産課長 渡辺委員の御質問でござい

ますけれども、一応畜産の方も、家畜排せつ物法、これは平成11年から始まりまして、平成16年から法が施行されております。その間、以前は野積み、素掘りということ言っておったんですけれども、それが約1,400戸ぐらいあったんですけれども、とにかく17年11月現在では、それが一応ゼロになっております。

それで、その中で、現在のところほとんどのところが施設をやりまして、そして堆肥化という格好で耕畜連携をやっているわけでございますけれども、この55戸の農家につきましては、とにかくビニールシートを下に敷いて、下の地下水に流さない、それとか野積み、素掘りじゃないような状況にするということをやっている部分で、これは法的には一応認められているんですよ。

それで、今のところ、この55戸の——どちらかというと小規模の農家が非常に多いんですけれども、そういった部分は、徐々に今、以前100戸ぐらいあったのが55戸まで今減少してきている状況で、法的にこれが問題になるようなことはございません。

それで、最終的には、ここの55戸も永続的な堆肥化ができるような施設整備をよろしくお願いしたいということで、農家の方にはお願いしているような状況でございます。

○渡辺利男委員 ビニールシートでためたままじゃ減らぬでしょう。それは、どう後は処理するんですか。

○高野畜産課長 ビニールシートに敷きながら、これを天気のいいときは開放してから堆肥化というみたいなものは十分できるんですよ。そういった部分で、最終的には小規模農家あたりはそういった格好で、堆肥化の部分ですつとそこに置いとくということにはございません。

○岩中伸司委員 有明海全体の関連じゃないんですが、全体の問題で、私はいろんな施策、努力をされて、先ほど報告があったようにCODの値も平成10年と比べればかなりよくなったとかという、そういう面もあるのですが、有明海全体の潮流ですね。これはずっと遅くなっているということをやっとこれまで聞いてはいるんですが、現状はどうか。どなたか、この……。

○鎌賀水産振興課長 潮流の問題につきましては、大学、その他水産研究センターで調査をして、実際若干過去よりも遅くなっているというデータがございます。ただ、このデータがほかにもどういう影響を与えているかというのは、まだはっきりわかっておりませんので、そういった意味から、諫早湾干拓の開門調査というのを、議会と一緒に県として言い続けているというふうな状況でございます。

○岩中伸司委員 遅くなっている現実はあるということですが、これは干満の差はどうですか。有明海の干満の差は、この数年間の。

○鎌賀水産振興課長 干満の差は縮小しているデータがあるようです。

○岩中伸司委員 干満の差が縮小しているとすれば、素人的に言えば、その分で潮流も遅くなるのかなという感覚はあるのですが、私たちの場合は、やっぱり諫早湾干拓の場合は、かなりこだわりながら私もずっと現地に行ったりしているんですが、これはやっぱり今おっしゃったように早く開門調査をやってみて、有明海に与えている影響がどうなのかということは、これは漁業者にとってはかなり深刻な問題でもあるんですね。

ただ、それを即やったら問題が出るということも一面あるので、それはアセスの問題等

々を積み上げながら努力をされていると思うのですが、有明海の海流の低下・縮小は、そういう人的な問題で、これは熊本港の開港もあると思うんですね。大きくいえば、ずっと沿岸にできた施設の中で海流が変わってきたという部分もあると思うのですが、そこら辺はやっぱりしっかり干満の差も縮小されているということがあるので、もっと科学的な分析をして、開門調査も、今おっしゃったように、急ぐように積極的にやっぱり働きかけていただきたいという強い要望をしておきます。

○西岡勝成委員 諫早湾の開門調査ですけれども、赤松前大臣が突然に開門するという話を聞いたとき、私はびっくりしたんですけれども、アセスをきちっとやらないと、私は、去年の天草を襲った赤潮ですね、これはやっぱり北部九州に大雨が降って、あれは大雨が降ると諫早湾干拓は開門せな要するにたまるわけですから、要するに悪い水といいますか、たまっとった水を一遍出すわけですね。

そこで、やっぱりCODみたいな、要するに富栄養化の水が一遍に出て、日照りが続くと赤潮の——去年の赤潮は、今まで経験ない物すごい真っ赤な赤潮が有明海から入ってきて、結局八代海まで私は入ってきたと認識しているんですけれども、そういうことを考えると、簡単に開門なんかしちゃならぬですよ。やっぱりちゃんとアセスをきちっとやらないかぬし、大体諫早湾内のCODてどのぐらいあるんですか。

○鎌賀水産振興課長 済みません、ここにはちょっとデータを持ち合わせておりませんので、お答えすることはできませんけれども……。

○西岡勝成委員 要するに、湾内のCODは物すごい値があると思うんですね。それを大

雨が降ったら出さぬとあふれるわけですから、引き潮のとき出すんですよ、開門して。すると、赤潮の私は一大原因だと思うんですけども、それをせぬで開門だけしたらおおごつですよ、水産業界は。

○鎌賀水産振興課長 確かに、有明海の漁業者も開門調査にはいろんな懸念を持っております。確かに委員がおっしゃるとおり、諫早湾内には、閉め切りの堤防の中にはかなり悪化した水がたまることもあるというふうなことが言われております。それが一気に出てしまったら、新たな漁業被害が出てくるんじゃないかというふうな懸念の声もございますので、そこは開門調査をする前にきちんとした環境アセスメントをやって、開門調査自体がどういう影響を与えるかというのも十分考慮して、その対策をした上での開門調査と、そういったことまでやっていただきたいということで、国に対しても要望しているところでございます。

○西岡勝成委員 CODは、ちょっと調べといて。

○鬼海洋一委員 若干関連する部分もあるんですが、2月の委員会のときに、いよいよ梅雨が明けますと、去年の梅雨明けというのは物すごい赤潮の発生でしたよね。私のところで言いますと、1号橋の真下まで真っ赤になっとるわけですから、これは、ことしの梅雨明けについてもそうならなければいいなという、そういう懸念を持っております。

そこで、2月議会の中では、この赤潮の発生メカニズム、あるいはまた沿岸における、先ほどから議論になっておりますアサリの不漁、なぜそうなるのかという、こういうものの解明というもの、つまりそのメカニズムの解明というのをすべきではないかというふうに岩下水試所長に申し上げました。

特に、今熊本県の力量でやれない部分があるとすれば、九州水試、あるいは国の機関とも連携をとって、すぐ着手してほしいというお願いをしてきたわけでありまして、新しい年度に入りまして、その辺の取り組みがどうなっているかということ、まず確かめておきたいというふうに思います。

それから、実は、今回荒瀬ダムがああいうぐあいにゲート開放を行いまして、水は、今も諫早湾の話もありましたけれども、かなり澄んできたという話もありますし、特に私どもがこのゲート開放の中で問題と聞きましたのは、つまり八代海に及ぼすダムの環境負荷の問題を随分指摘をいたしました。しかし、そのときには、いろんな資料の要求を行いましたけれども、ダムの負荷に対する根拠に係るデータというのがないということだったんですね。

そういう議論の蓄積をしながら、結果としてゲート開放になったわけでありまして、この間のその影響、八代海がどういうぐあいに環境負荷に対する改善がなされているかどうか、このゲート開放による影響ということについては、当然、その意味で我々は、これまで議論をして要求してきたという経過もありますので、どこかがその調査、フォローをやっているのではないかと思っておりますが、企業局でしょうか、あるいはどこか違う水環境のところでしょうか。

そういう意味で、このゲート開放以降の八代海の環境の状況について、やられたことがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○鎌賀水産振興課長 まず、赤潮の関連でございまして、試験研究の方は、水産研究センター、あと国の研究所の方で、発生原因あるいはメカニズム、そういったものについては共同で研究をやっているところでございます。

それと、対策につきましては、赤潮そのも

のを破壊するような方法、それと、いかだの中のを殺さないで済むような方法、そういった2つの側面から試験研究を今年度やることにしております、室内研究とあわせて、現場で赤潮が出た場合に実際どういった効果があるのかというのも具体的な検証ができるように準備をしております。

それと、昨年赤潮がかなり大きな被害を出したわけですが、実際余り殺してない業者もおります、そういった現場の状況も聞きながら、実際の対策、そういったものが見えて出てくるような形で取り組もうということで考えておるところでございます。

それと、荒瀬ダムのゲート開放による八代海の変化についてでございますが、水産の関係では、八代海では定期的に調査を行っております。毎月の調査でございます。そういったデータを見ましても、ゲート開放ということで短期間のうちに出るような変化というのはデータではとらえられておりません。

そもそも荒瀬ダムの水というのは、球磨川を通じて何らかの形で海域に出てきとったわけでございます、ゲート開放をしたことによつて降った雨がそのままの形で出てくるか、あるいは一時たまって出てくるかといった違いだと考えております。

そういったことを考えますと、トータルとして河口から海に出てくる時点は、それほどこれまでと大きな変化はないものということも考えられますので、そこをきちんと調べようとすると、綿密な調査を新たに組んでデータのとり方も考えていかないと、なかなかその変化をとらえることはできないと考えております。

○鬼海洋一委員 いずれにしても、赤潮の発生メカニズムと、それを究明しなければ、基本的に根本的な解決というのはできないというふうに思いますので、ぜひ、熊本だけで無理だというふうになれば、国の機関あるい

は大学あたりとも連携をとって、それを専門にやっている学者等もいらっしゃるわけですから、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それから、荒瀬ダムの問題については、ダムという人為的な、もともと流れているものをせきとめるということで、そこで起きる、つまり水そのものの変化、だからダムというのが問題にされているわけですから、その意味ではもともとあったものがあるわけだからというようなお話ですが、これは変化は確実に出てくると。

過去、漁民の皆さん方が言われていることは、試験的、一時的に放流をした時期には、かなり漁場が改善というような、そういうお話も聞いているわけでありますので、将来におけるこの変化ということについては、どこかでやっぱり定地点の調査あたりをやりながら、その環境改善に向けての過程にさせていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

○吉永和世委員長 ほかにございませんか。

○浦田祐三子委員 済みません、先ほどのちょっと確認なんですけれども、中原委員から質問があった、さっきの天祐海運さんですか、新たな許可申請が出ているということで、その天祐さんの従業員の方が許可申請を出されているという話だったんですけれども、じゃあ現在2社あるということ……。

○高口産業支援課長 現在申請書が出ているのは1社でございます。

○浦田祐三子委員 ということは、天祐さんはもう出されないということですか。

○高口産業支援課長 出されるか出されないかは、天祐さんが決められますが、現時点ま

で出ておりません。

○浦田祐三子委員 新たに立ち上げをされたということですか。

○高口産業支援課長 新たに会社をつくられております。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○池田和貴委員 済みません、今の浦田先生のとちよつと——今までの海砂利採取の件についてでございますが、採取の許可を与えているのが県なんですけれども、結局それよりも大分余分にとるということは、やっぱり需要というか、買い手があるから多分そういうのをたくさんとって売っているんだろうと思うんですよね。

ということは、採取をされている事業者が販売先も兼ねているんですかね。それとも、販売先が別にあるのであれば、その販売先のところも調査することによって、その辺の違法性というようなことを見抜くことは、これはできないんでしょうかね。その辺の関係はどうなんでしょうか。

○高口産業支援課長 砂利採取法というのは、もともと砂利を、先ほど申しましたように、環境に負荷を与えない、他産業に影響を与えないように安全にとると、そのとり方に関しての許認可でございまして、例えば申請書の中に、今先生がおっしゃったような、どこに売ったとか、そういったものは、記載するということか、許認可の範疇には入ってございません。

したがいまして、そこについては、何と申うんでしょうか、許認可としてどうのこうのということには、直接的にはつながらないのかなと思っております。

○池田和貴委員 ちょっといいですか。済みません、ちょっと私の聞き方が悪かったですかね。

そういう許認可の関係とかではなくて、例えばとった方が、採取をされていた企業がそのまま直接販売をされているのか、であれば、その販売先を調べることもできないのかなというのと、それと別のほかの販売する方がいらっしゃれば、そこの方とか、そういう関係がどがんたつとつかなという気がしたんですけれども、その辺がどういう取引になっているのか、そこをちょっと聞きたかったんです。

○高口産業支援課長 砂利採取法上は、そこら辺の販売先を私どもで調査をする調査権というのは、採取法上はございません。したがいまして、そこを調べるのは、事実上、先ほどの冒頭申し上げましたように、警察とかあるいは税務署みたいに追っていけるような調査権はございませんので、把握するのは困難というふうなところでございます。

○池田和貴委員 はい、わかりました。

○吉永和世委員長 今、いろんな委員の先生方からの御意見等ございましたけれども、砂利採取に関しましては、大変厳しい御意見等もあっております。その意見を踏まえて、対応いただければというふうに思いますが、最後に、駒崎部長にちょっとその件について御意見をいただきたいと思っております。

○駒崎環境生活部長 それでは、いろいろ御意見をいただきましたので、まとめて少し発言をさせていただきます。

この問題につきましては、たくさんの要素がございます。海域を守るために、砂利採取量の削減計画まで提言をいただいて、つくって取り組んでいるわけですので、これをどう

するのかという話と、違法採取業者に対して、どのような態度で臨むのか、それから、再発防止のために、どのような監視手段を講じていくのか、新たな許可についてどう考えていくのか。一方で、覆砂については強い御要望があるように感じております。

そのようなさまざまな要素を総合的に勘案するために、本日もそれぞれの先生方から貴重な御意見やアドバイスをいただいたと受けとめておりますので、これを踏まえまして、執行部の方でしっかりと検討の上、結論を出してまいりたいと思っております。

○吉永和世委員長 質問がなければ、次に入りますが、よろしいですか。

それでは次に、地球温暖化対策に関する件について質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 なければ、議題の審議につきましても、ほかにはありませんので、報告事項に入ります。

執行部から説明をお願いいたします。

まず初めに、熊本県地球温暖化対策推進計画の策定について。

野田環境政策課長。

○野田環境政策課長 別用紙で報告事項と書いたA4の裏表の紙があるかと思えます。そちらの方をよろしくをお願いいたします。

熊本県地球温暖化対策推進計画の策定についてでございます。

策定の根拠でございますが、ことし4月に施行しました熊本県の条例に基づき、本計画の策定が必要となっております。また、法律に基づいて策定しております計画の対象期間が両方とも22年となっているため、改定が必要となっております。

さらに、国の方の動き、中期目標で25%削減という目標もございまして、そういったも

のを踏まえまして、県としましても、削減目標や施策の検討が必要となっております。そういったことで、今回計画を策定するものでございます。

策定に当たりましては、県民の方、事業者の方、団体の方、市町村等の意見を広く反映してまいりたいと考えております。

また、本年度は、第3次環境基本指針、それと第4次環境基本計画の策定を予定しておりますが、地球温暖化対策推進計画は、この第4次環境基本計画の中に条例及び法律に基づく計画として必要な内容を折り込み、双方を兼ねた計画として位置づけることとしていくところでございます。

続きまして、裏面をお願いいたします。

策定のスケジュールでございます。

現在、庁内の検討会議を立ち上げておまして、今後庁外の会議等を立ち上げまして、平成23年2月県議会へ提案をさせていただいて、そこで御審議をいただければというふうに考えているところでございますので、どうかよろしくお願いをいたします。

環境政策課は以上でございます。

○吉永和世委員長 ただいまの報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 なければ、その他に入ります。

その他として、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 それでは、続きまして、付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りします。

付託調査事件については、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき、議長に申し出ること御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 御異議なしと認め、そのようにいたします。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、第17回環境対策特別委員会を閉会します。

午後0時38分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

環境対策特別委員会委員長